

和泉市条例第 19 号

和泉市景観条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 行為の規制等（第9条—第21条）

第3章 景観重要建造物等（第22条—第25条）

第4章 表彰及び支援（第26条—第28条）

第5章 和泉市景観審議会（第29条）

第6章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観の形成に係る基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市における良好な景観の形成について、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、それぞれの連携と協力のもと、良好な景観の形成に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来にわたり、本市の自然、歴史及び文化を活かした潤いと愛着の感じられる魅力ある景観の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物並びに屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件以外のもので、規則で定めるものをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している者又は市内に土地、建築物等を所有し、若しくは管理している者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、法その他の景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるよう努めなければならない。
- 3 市は、良好な景観の形成に関する施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する意識を高めるとともに、知識の普及に努めなければならない。
- 5 市は、公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成において、先導的役割を果たすよう努めなければならない。
- 6 市は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資する法人に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、その事業活動が景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、専門的知識、経験等を活用して良好な景観の形成に配慮した事業活動を行うなど、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定等)

第6条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会（第29条に規定する和泉市景観審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

(計画提案団体)

第7条 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観計画の策定又は変更を提案しようとする土地の区域内の市民又は事業者と協働し、当該土地の区域の良好な景観の形成を図ることを目的として活動を行っている団体であって、計画提案を行うことができる団体（次項において「計画提案団体」という。）として、市長の認定を受けた団体とする。

2 計画提案団体の認定等について必要な事項は、規則で定める。

(計画提案に対する判断の手續)

第8条 市長は、法第12条の規定により、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断するに当たっては、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第2章 行為の規制等

(景観計画の遵守)

第9条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するようにしなければならない。

2 景観計画区域内において、次条第2項の規定による協議を要する行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するように努めなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、景観計画に定められた行為の制限に関する事項の適用の一部を除外することができる。

(事前協議)

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議書を提出し、当該届出の内容について協議しなければならない。

2 景観計画区域内において、大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号）第3条第1項の規定による許可を受けなければならない屋外広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は同条例第15条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けなければならない屋外広告物及び掲出物件の改造若しくは移転のうち、規則で定める行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

3 前2項の規定による協議をした者は、その協議内容に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、事前協議を要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、第2項の規定による協議を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

5 市長は、前項後段の規定による通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。

(届出を要する行為の追加)

第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積であって、規則で定めるものとする。

(行為の届出等)

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、法令等の手続前（法令等の手続を伴わない行為にあつては、当該行為の着手前）に

行わなければならない。

3 前条に規定する行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

4 第10条第4項又は法第16条第5項後段の規定による通知は、規則で定めるところにより行うものとする。

5 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、規則で定める図書とする。

（変更等の届出）

第13条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了するまでの間に、氏名若しくは住所（法人その他の団体にあつては、その名称又は所在地）又は当該届出に係る行為の着手予定日若しくは完了予定日に変更があつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を取りやめたときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（適用除外）

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（1）建築物の建築等であつて、規則で定めるもの

（2）工作物の建設等であつて、規則で定めるもの

（3）都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為であつて、規則で定めるもの

（4）他の法令に基づく許可、届出等を要する建築物の建築等又は工作物の建設等であつて、規則で定めるもの

（5）次に掲げる変更に係る行為

ア 法第16条第3項の規定による勧告による変更

イ 法第17条第1項又は第5項の規定による処分による変更

ウ 次条の規定による助言又は指導による変更

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める軽微な変更

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(助言及び指導)

第15条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう指導することができる。

(行為の完了の届出)

第16条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(勧告)

第17条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者が、前条の規定による届出を行わないときは、その者に対して、当該届出を行うよう勧告することができる。

2 市長は、法第16条第3項又は前項の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、和泉市景観審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第18条 市長は、法第16条第3項又は前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(特定届出対象行為)

第19条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要するものとする。

(変更命令等の手続)

第20条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(届出を要しない行為の景観計画への適合)

第21条 景観計画区域内において、法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為及び第11条に規定する行為をしようとする者は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要しない場合であっても、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

第3章 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続等)

第22条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定し、又は法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令等の手続)

第23条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は法第26条若しくは法第34条の規定による命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第24条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 修繕を行うときは、原則として当該修繕前の外観を変更しないこと。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上必要な措置を講じること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講じること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第25条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病原虫の駆除その他の必要な措置を講じること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講じること。

第4章 表彰及び支援

(表彰)

第26条 市長は、本市における良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、屋外広告物、まちなみ等について、その所有者、設計者、工事施工者等を表彰することができる。

2 市長は、本市における良好な景観の形成に寄与していると認められる市民、事業者等による活動、功績等について、その主体となった個人又は団体を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定による表彰をしようとするときは、あらかじめ、和泉市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(良好な景観の形成に寄与する活動に対する支援)

第27条 市長は、市民、事業者等が行う良好な景観の形成に関する自主的な活動を促進するため必要があると認めるときは、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(景観協定の締結及び適正な運用に係る支援)

第28条 法第81条第1項の規定により景観協定を締結しようとする者は、市長に対し、必要な支援を求めることができる。

2 市長は、法第83条第1項の規定による認可を行ったときは、当該認可に係る景観協定の適正な運用について、必要な支援を行うよう

努めるものとする。

第5章 和泉市景観審議会

(和泉市景観審議会)

第29条 市長の諮問に応じて、この条例によりその権限に属することとされた事項について調査審議するため、和泉市景観審議会を置く。

2 和泉市景観審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 住民団体の代表者

(5) 公募による市民

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、和泉市景観審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第9条第2項、第10条第2項及び第11条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に着手している行為及び施行日から30日以内に着手する行為については、第2章の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に行われる法第16条第1項の規定による届出に係る行為については、この限りでない。

3 施行日の前日までに、大阪府景観条例（平成10年大阪府条例第44号。以下「府条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって、施行日以後において本市が処理することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 施行日から市の景観計画の効力が生ずる日の前日までの間（以下「移行期間」という。）は、大阪府景観計画（平成24年大阪府告示第614号）を市の景観計画とみなす。

5 移行期間は、第14条に規定する法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、府条例第12条に規定する行為とする。

6 附則第8項の規定による改正前の和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第1条の規定により置かれた和泉市景観計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）は、第29条の規定により置かれた和泉市景観審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

7 この条例の施行の際現に策定委員会の委員である者は、施行日に、第29条第3項の規定により、委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における策定委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(和泉市附属機関に関する条例の一部改正)

8 和泉市附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧																		
<p>(設置)</p> <p>第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほか、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="232 568 1117 1023"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 568 577 627">名称</th> <th data-bbox="577 568 1117 627">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 627 1117 684">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 684 577 967">和泉市児童福祉審議会</td> <td data-bbox="577 684 1117 967">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 967 1117 1023">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	名称	担任する事務	(中略)		和泉市児童福祉審議会	略	(以下略)		<p>(設置)</p> <p>第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほか、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="1162 568 2047 1023"> <thead> <tr> <th data-bbox="1162 568 1507 627">名称</th> <th data-bbox="1507 568 2047 627">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1162 627 2047 684">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1162 684 1507 742">和泉市児童福祉審議会</td> <td data-bbox="1507 684 2047 742">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1162 742 1507 967">和泉市景観計画策定委員会</td> <td data-bbox="1507 742 2047 967"> <u>景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の策定その他良好な景観の形成に必要な事項に係る調査審議に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1162 967 2047 1023">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	名称	担任する事務	(中略)		和泉市児童福祉審議会	略	和泉市景観計画策定委員会	<u>景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の策定その他良好な景観の形成に必要な事項に係る調査審議に関すること。</u>	(以下略)	
名称	担任する事務																		
(中略)																			
和泉市児童福祉審議会	略																		
(以下略)																			
名称	担任する事務																		
(中略)																			
和泉市児童福祉審議会	略																		
和泉市景観計画策定委員会	<u>景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の策定その他良好な景観の形成に必要な事項に係る調査審議に関すること。</u>																		
(以下略)																			